

(介護予防)

認知症対応型通所介護

社会福祉法人 那珂川福社会

ねむのき青春塾

重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型通所介護ねむのき青春塾 重要事項説明書

当事業所は契約者に対して（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明致します。

*当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援1、2」、「要介護1～5」と認定され、那珂川市在住の方が対象となります。

1、事業者

事業者の名称	社会福祉法人 那珂川福祉会 ねむのき
法人所在地	福岡県那珂川市下梶原2丁目6番3号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 秋田 裕子
設立年月日	平成11年8月20日
電話番号	092-952-1122
FAX番号	092-954-1960

2、御利用施設

施設の名称	ねむのき青春塾
施設の所在地	福岡県那珂川市下梶原2丁目6番3号
管理者名	管理者 中野 剛良
開設年月日	平成24年2月1日
指定更新年月日	令和6年2月1日
指定番号	4093700054号
電話番号	092-952-1122
FAX番号	092-954-1960
福祉サービス第三者評価の実施の有無	実施なし

3、御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類及び 指定番号	福岡県知事の事業者指定		備考	
	開設年月日	指定更新年月日		
施設	特別養護老人ホーム 4073700074号	平成12年7月1日	令和2年7月1日	定員70名 従来型50名
	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 93700088号	平成26年7月1日	令和2年7月1日	定員20名 ねむのきユニッ ト(事業の名称)
居宅	短期入所生活介護 4073700074号	平成12年7月1日	令和2年7月1日	定員10名
	介護予防短期入所生活介護 4073700074号	平成18年4月1日	令和2年7月1日	
	通所介護 4073700074号	平成12年7月1日	令和2年7月1日	定員35名 (月～土、祝日)

	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 4073700074号	平成30年4月1日	令和6年4月1日	サービス提供責任者 2名
	訪問介護 4073700074号	平成12年4月1日	令和2年4月1日	
	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 4073700074号	平成30年4月1日	令和6年4月1日	
居宅介護支援事業所 4073700074号		平成11年12月1日	令和2年4月1日	介護支援専門員 6名

4、事業の目的及び運営方針

(介護予防) 認知症対応型通所介護の基本理念に基づき事業の適切な実施を図る事を目的とし、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

5、施設設備の概要

	設備の種類	室数	備考
設備	機能訓練室	1室	学校の教室形式になっています。
	食堂	1室	家庭的雰囲気になっています。
	浴室	1室	個浴になっています。
	静養室	1室	畳部屋になっています。
	相談室	1室	既存施設と併用となっています。

6、職員体制及び職務内容

職種	職務内容	配置人数
管理者	事業の運営管理、統括、業務の一元的な管理。	1名
生活相談員	契約者の把握、家族との連絡調整。	1名以上
介護職員	契約者の介護、レクリエーションの実施。	2名以上
機能訓練指導員	日常生活動作、機能訓練の実施。	1名(兼務)

7、通常の事業の実施地域

那珂川市	全部
------	----

8、営業日、営業時間、提供時間、定員 (介護予防認知症対応型通所介護を含む)

営業日	営業時間	提供時間	定員
月曜日～土曜日 (祝祭日を含む) 日曜日・1/1～3は休み	8:30～17:30	9:15～16:45 《7時間以上8時間未満》	12名

9、サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	・管理栄養士のたてる献立表により、栄養と契約者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を適切な時間に温かな(内容によっては冷たい)状

	<p>態で提供します。但し食費は給付対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事はできるだけ離床して食べて頂くように配慮します。 (食事時間) 昼食：12：00～12：50
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。オムツ利用の方はご持参下さい。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の状態に応じて入浴又は清拭を行います。体調不良等入浴が難しい場合、入浴を中止させて頂く事がございます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による契約者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・認知症予防及び維持・改善・意欲向上目的に学習療法や回想法を取り入れます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設到着後、体温・脈拍・血圧・一般状態の確認を行い、健康管理に努めます。 ・一定の条件を満たした医療行為については、介護職員がさせて頂く事があります。(体温測定や湿布貼付等) ・緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ・体調不良の場合は、かかりつけ病院への受診をお願いしています。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は契約者及びご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の状態に応じた送迎車により、事業所と自宅の間を行います。 ・通常の送迎の実施地域は7をご覧ください。 ・お迎え時間は、連絡帳・電話等で事前にお知らせ致します。 体調不良等で休まれる場合は、事前にご連絡下さい。 ・交通事情等により到着時間が前後する場合がございます。10分以上前後する場合は、電話でお知らせ致します。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・ポエジー (毎月第2・第4木曜日) カットのみ 1, 500円、顔剃り 500円 カット (顔剃り込) 2, 000円 ・ヘアヘルパー (毎月第1火曜・第3金曜日) カットのみ 1, 650円、顔剃り 550円 カット (顔剃り込) 2, 200円、丸刈り 1, 100円
食費	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。(1食あたり 食材料費、調理費含む) *昼食 580円 夕食 565円 おやつ 1日50円
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では年間行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。なお施設外レクリエーションは交通費・入場料等は実費とさせて頂きます。

手工芸費	・契約者の希望により、手工芸に参加して頂く事ができます。なお、材料費等は実費とさせていただきます。
日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用で契約者に負担頂く事が適当であるものにかかる費用を負担頂きます。おむつ代は実費とさせていただきます。
提供時間外料金	・提供時間外でのご利用は（16：45以降）、下記料金にて実費とさせていただきます。（18：45まで） * 500円／30分毎

10、利用料金

介護報酬告示額（厚生労働大臣が定める基準）

（1）併設型（介護予防）認知症対応型通所介護費（基本料の日額）

*所要時間7時間以上8時間未満の場合

要介護状態区分	単位数
要支援1	773
要支援2	864
要介護1	894
要介護2	989
要介護3	1,086
要介護4	1,183
要介護5	1,278

（2）併設型（介護予防）認知症対応型通所介護費（基本料の日額）

*その他の所要時間の場合

要介護状態区分	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上
	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満
要支援1	283	429	449	667	684
要支援2	314	476	498	743	762
要介護1	324	491	515	771	790
要介護2	357	541	566	854	876
要介護3	389	589	618	936	960
要介護4	421	639	669	1,016	1,042
要介護5	454	688	720	1,099	1,127

（3）加算料金について（契約者によって内容が異なります。）

加算の名称	加算の内容	加算の単位数
科学的介護推進体制加算	契約者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他契約者の心身状況など基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスを見直すなど、サービスの提供に当たって、その当該情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。3ヶ月に1回データ提出。	40単位／月

<p>入浴介助加算 (I)</p>	<p>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合。入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</p>	<p>40単位/日</p>
<p>入浴介助加算 (II)</p>	<p>医師等が契約者の居宅を訪問し、浴室における当該契約者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該契約者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者宅の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、契約者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該契約者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。上記の入浴計画に基づき、個浴その他の契約者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。</p>	<p>55単位/日</p>
<p>口腔・栄養スクリーニング加算(I)</p>	<p>介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び6カ月毎に契約者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利担当する介護支援専門員に提供していること。</p>	<p>20単位/回</p>
<p>サービス提供体制強化加算(I)</p>	<p>経験豊富な職員によるサービス実施に対する加算。介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上であるか勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上であること。</p>	<p>22単位/日 (予防の方) 176単位/月</p>
<p>介護職員等処遇改善加算(I)</p>	<p>介護職員処遇改善の為の計画を策定し、適切な措置を講じている場合。 令和6年6月より、①介護職員等処遇改善加算(加算率:10.4%)、②介護職員等特定処遇改善加算(加算率:3.1%)、③介護職員等ベースアップ等支援加算(加算率2.3%)が一本化。</p>	<p>所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。加算率:18.1%(左記①~③の加算が一本化)</p>

生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士・作業療法士等が事業所を訪問し、職員共同で個別機能訓練計画を作成し、3ヶ月毎に評価し、必要に応じて見直しを行った場合。 連携施設：介護老人保健施設あじさい	200単位/月
送迎減算(片道につき)	ご家族による送迎が行われた場合、片道につき所定単位数から減算。	47単位/片道

(4) 地域区分について

地域区分	人件費割合	1単位あたり
6級地	55%	10,33円

* 基本的にお手持ちの『介護保険負担割合証』に記載された割合分の負担が原則となりますが、介護保険給付の支給限度額を超える場合は全額自己負担(10割負担)となりますので、ご了承下さい。

1.1、キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料の10%(自己負担相当額)

※但し、契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

1.2、施設へのハラスメント行為について

1. 契約者及び身元引受人等の禁止行為

- ①事業者、サービス従事者に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ②事業者、サービス従事者に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③事業者、サービス従事者に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

※コップを投げつける。蹴る。殴る。唾を吐く。物を壊すなどの威嚇行為。大声を発する。怒鳴る。特定のサービス従事者に嫌がらせをする。「この程度はできて当然」、「この程度もできないのか」と理不尽なサービスを要求する。長時間におよぶサービス従事者の拘束。必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。あからさまに性的な話をする。必要以上にサービス従事者の電話番号、住所を聞く。サービス従事者にストーカー行為をする。

2. 契約の解除について

契約者または身元引受人等からの事業者、サービス従事者に対する上記のようなハラスメントにより、サービス従業者の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、契約者に対して介護サービスを提供することが著しく困難となった場合は、契約を解除する場合がございます。

1.3、事故発生時の対応

- 1、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。その後、市町村に報告します。

- 2、自己の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4、緊急時の対応

- 1、体調の変化等、緊急の場合は別紙『連絡先一覧表』に定める緊急連絡先に連絡致します。
- 2、事業所内で定めている『緊急時の対応マニュアル』に従い対応させていただきます。

1 5、緊急やむを得ない身体拘束の条件と対応

1. 『切迫性』『非代替性』『一時性』これら3つの条件を全て満たす状態にあり、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、スタッフ個人で行わず、施設全体としての判断が行われるように、話し合いで判断する態勢を原則とします。
2. 契約者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、同意を得て、十分な理解を得るように努めます。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する事とします。
3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

1 6、虐待の防止のための措置

当施設では契約者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに次の措置を講じています。

1. 虐待の防止等のために『虐待対策委員会』を設置し定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っています。
2. 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及をするための職員に対する研修の実施をしています。
3. 虐待防止等に関する担当を決め、虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ・虐待防止等に関する責任者：管理者 中野 剛良
 - ・苦情相談窓口：生活相談員 香月 真理子
 - ・成年後見制度の利用支援も行います。
 - ・電話：(092) 952-1122
4. 契約者に対し、身体的虐待、心理的虐待、介護放棄や介護放任、性的虐待、経済的虐待等身体的苦痛、人格を辱める等の虐待を行いません。

1 7、個人情報の取り扱い

- ・当施設では個人情報の取り扱いについて、契約者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報を適正に活用させていただきます。
- ・詳細は別紙『個人情報保護方針』『個人情報の利用目的』となっています。

1 8、苦情申立先

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

(1) 事業所内

窓口担当者	生活相談員 香月 真理子
苦情解決責任者	管理者 中野 剛良

第三者委員	第三者委員とは、苦情解決の社会性や客観性を確保するために設置された、外部の方になります。※第三者委員の氏名及び連絡先は、施設内に常設の重要事項説明書ならびにご契約時に案内しております。
電話	(092) 952-1122
ご利用方法	面接：相談室、苦情箱：施設内に設置
ご利用時間	毎日 9:00～17:00

(2) 事業所外

那珂川市役所	所在地	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号	
	電話	(092) 953-2211	
	ファクス	(092) 953-0688	
福岡県国民健康保険 団体連合会 『相談・苦情窓口』	所在地	福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47号	
	電話	(092) 642-7859	
	ファクス	(092) 642-7857	
福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会	所在地	福岡県春日市原町3-1-7 (クローバープラザ内)	
	電話	(092) 915-3511	
	ファクス	(092) 915-3512	

19、協力医療機関

樋口病院 (内科・泌尿器科・皮膚科等)	所在地	福岡県春日市紅葉丘東1-86		利用者の状態が急変した場合、診療を依頼。
	TEL (092)572-0343	FAX (092) 572-7760		

20、協力歯科医療機関

わに歯科	所在地	福岡県大野城市白木原3丁目10-20-1F		
	電話	(092) 592-1441		

21、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。
災害時の協力体制	施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。
平常時の避難訓練	別途定める当施設の消防計画にのっとり年4回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

22、サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間(9:15～16:45)を遵守し、必ずその都度受付にて面会簿を記入して下さい。(個人情報の保護は配慮しております)。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等生じた場合、賠償して頂く事があります。
喫煙・飲酒	基本的には喫煙・飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮お願いします。
貴重品・現金の管理	お持ちにならないで下さい。もしお持ちになられた場合、契約者の責任の下、管理をお願いします。仮に問題等が発生しましても

	責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の契約者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

23、意思表示が困難になった場合の連絡先について

当施設をご利用するにあたり、成年後見制度の手続きを行っていない契約者が、自らの意思表示が難しい場合、または自らの意思表示が難しくなった場合には、通所サービス等に関する判断は別紙『意思表示に関する同意書』の連絡先にご連絡させていただきます。また、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業に関して詳細がお知りになりたい方は、パンフレット等がございますので、生活相談員までご相談下さい。

24、成年後見制度に関する問い合わせ先

福岡県社会福祉協議会	所在地	福岡県春日市原町3-1-7 (クローバープラザ内)
	電話	(092) 584-3354
	ファクス	(092) 584-3354
ぱあとなあ福岡 (福岡県社会福祉士会)	所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12 アイビーコートⅢ 601
	電話	(092) 483-2944
	ファクス	(092) 483-3037
成年後見センター・ リーガルサポート 福岡支部相談窓口	所在地	福岡県福岡市中央区舞鶴3-2-23
	電話	(092) 738-7050
	ファクス	(092) 738-1660

以上、何かご不明な点がございましたら、お電話で結構ですのでお尋ね下さい。

平成24年	2月	1日	施行、	平成24年	4月	1日	改定
平成26年	4月	1日	改定、	平成27年	4月	1日	改定
平成27年	8月	1日	改定、	平成29年	4月	1日	改定
平成30年	4月	1日	改定、	平成30年10月	1日	改定	
令和元年	5月	1日	改定、	令和元年10月	1日	改定	
令和2年	4月	1日	改定、	令和3年	4月	1日	改定
令和3年	8月	1日	改定、	令和4年	5月21日	改定	
令和4年10月	1日	改定、	令和5年	6月	1日	改定	
令和6年	4月	1日	改定、	令和6年	6月	1日	改定